

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

### IASBが、関連会社および共同支配企業に対する長期持分(IAS第28号の修正)を公表

#### 目次

#### 背景

#### 修正点

#### 発効日および経過措置

#### さらなる情報

国際会計基準審議会(IASB)は、関連会社および共同支配企業に対する長期持分に関して、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正を公表した。

- IASBは、減損の要求事項を含むIFRS第9号を企業の被投資会社への純投資の一部を形成する関連会社および共同支配企業に対する長期持分に適用することを明確にしている。
- 本修正は、2019年1月1日以後に開始する事業年度に適用され、早期適用は認められる。

#### 背景

持分法は適用されないものの企業の被投資会社への純投資の一部を形成する関連会社および共同支配企業に対する長期持分(以下、「長期持分」)に、IFRS第9号、特に減損の要求事項を適用するかどうかについて、実務において不確実性が存在していた。当該長期持分には、決済を予定していない、または予測可能な将来において決済する可能性のない長期貸付金も含まれる。

#### 修正点

IASBは、減損の要求事項を含むIFRS第9号を長期持分に適用することを明確にした。さらに、IFRS第9号を長期持分に適用するにあたり、企業はIAS第28号で要求される帳簿価額の調整(すなわち、IAS第28号に従った被投資会社の損失または減損の評価の配分から生じる長期持分の帳簿価格の調整)を考慮しない。

#### 見解

IASBは、持分法で会計処理される関連会社または共同支配企業の持分がIFRS第9号の範囲外であることを前提として、この結論に達した。IAS第28号では、長期持分について、持分法を適用した被投資会社の損失および被投資会社の純投資の減損損失の負担の観点についてのみ言及している。言い換えれば、IAS第28号は、長期持分に対する一般的な認識または測定の実務事項を明確にしていない。したがって、長期持分は、IAS第28号では持分法で会計処理されず、IFRS第9号の範囲に含まれる。

本修正には、IAS第28号およびIFRS9号の要求事項がどのように相互作用しているのかに関する設例が添付されている。

詳細は下記Webサイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

### 発効日および経過措置

本修正は、2019年1月1日以後に開始する事業年度に遡及的に適用される。早期適用は認められる。特別な経過措置が適用されるかどうかは、本修正の最初の適用がIFRS第9号の最初の適用と一致しているかどうかによる。

### さらなる情報

本修正および設例は、professionalまたはcomprehensive eIFRS subscription向けのIFRS財団のウェブサイトから入手することができる。本修正は、次回更新されるunaccompanied Standards<sup>1</sup>に組み込まれる予定であり、それは登録ユーザーが無料で入手可能である。その更新は、2018年の早い時期を予定している。

本修正に関する質問がある場合、通常のデロイトの連絡先に伝えるか、またはグローバルチームのメンバーに連絡をとってください。

---

<sup>1</sup> IFRS 財団のウェブサイトの以下のページを通じて入手できる。( <http://www.ifrs.org/issued-standards/list-of-standards/> )

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.